

地域建設業経営強化融資制度の導入について（お知らせ）

1 制度の概要

春日井市が発注する建設工事を請け負う中小・中堅建設業者が、地域建設業経営強化融資制度による融資を希望する場合、春日井市から債権譲渡の承諾を得た上で、工事請負代金債権を担保に融資を受けることができる制度です。

2 対象となる建設業者

春日井市が発注する建設工事を請け負う中小・中堅建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が 20 億円以下又は常時使用する従業員の数 1,500 人以下）とします。

3 対象工事

春日井市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領第 2 条に規定する工事で、出来高が 2 分の 1 以上のものとします。

4 譲渡債権の範囲

工事請負代金から前払金、中間前払金及び部分払金等の支払済額などを控除した額の範囲とします。

5 債権譲渡先

事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）若しくは民法上の公益法人である建設業者団体または財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者とします。

6 出来高確認

債権譲渡の承諾に係る出来高の確認は、工事履行報告書の内容をもって足りるものとします。ただし、本制度の利用に係る債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲渡先が行います。

7 申請窓口

当該工事の担当課とします。

8 施行日

平成 23 年 4 月 1 日